

鹿児島県電子入札用電子証明書（ICカード）

届出手順書

（工事・委託編）

令和8年3月
鹿児島県土木部監理課

1	はじめに（電子入札システムと IC カードについて）	2
2	ICカード登録の流れ	3
3	ICカード更新の流れ	6
4	ICカード内容変更	8
5	JVについて	9
6	紙入札について	9
7	委任について	9
8	入札参加資格について	9
9	電子入札コアシステム対応認証局について	9
10	ICカードに関する留意点	10
11	問い合わせ窓口	11
12	参考資料	12

1 はじめに（電子入札システムと IC カードについて）

電子入札とは、「インターネットから入札に参加できる」システムです。従来の入札では、入札案件ごとに入札会場（合庁の会議室等）へ移動し入札する必要がありましたが、電子入札では、自分の会社から入札書の提出を行えるようになるため、移動コストや人件費の削減につながります。

この、「離れた場所からでも入札を行える事」が電子入札の最大のメリットなのですが、離れた場所からでも入札書を「安全」で「確実」にやりとりをする必要があります。このため、電子入札では IC カードを用いた「電子認証」を利用し、離れた場所からでも「安全」・「確実」に入札書の提出を行えるようにしています。

IC カードは、入札書の暗号化や書類の作成者を証明する「電子署名」に利用されます。インターネット上で使用する「代表者印」の様なものと考えるとわかりやすいでしょう。

鹿児島県の電子入札システムは、「電子入札コアシステム」を利用して構築しているので、コアシステムに対応した認証局が発行したものならば、どの会社の IC カードでも利用できます。また、既に国土交通省等及び県内市町村の実施する電子入札で IC カードを取得している場合は、（名義の確認が必要ですが）そのカードを鹿児島県の電子入札でもご利用いただけます。

ただし、カードを購入しただけでは鹿児島県の電子入札には参加できません。鹿児島県の電子入札に参加するためには、会社で利用する IC カードの届出を行い登録番号の交付を受け、電子入札システムで利用者登録を行う必要があります。これは、会社の印鑑証明書を届出る作業に相当すると考えてください。

本書では、鹿児島県への IC カードの登録手順について解説します。



2 ICカード登録の流れ

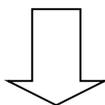
電子入札システムを使用するにはICカード登録が必要ですので、以下の手続きを行ってください。

1 機器・環境の準備

パソコン、インターネット、ICカード及びカードリーダー等の電子入札に必要な機器・環境を準備します。(参考資料1)

ICカードはセットアップ作業が必要です。

詳しくはICカードを発行している各認証局にお問い合わせください。



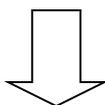
2 ICカード内容の届出

取得したICカード内容を鹿児島県へ届け出ます。(郵送、持参又は電子申請)
市町村の入札に参加する場合は各市町村にお問い合わせください。

提出書類は以下のとおりです。

※様式は県HP>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>CALS/EC>電子入札運用規約にあります

- ★「第1号様式 電子入札用電子証明書(ICカード)届出書」
- ★「認証局が発行するICカードの発行通知書の写し」又は
「ICカード表裏のコピー」
- ★(郵送の場合)「返信用封筒」※切手を貼付、送り先に自社の住所を記載する。



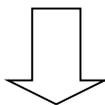
3 利用者登録番号の発行

書類提出から1週間ほど後、鹿児島県から返信用封筒で

「第3号様式 電子入札システムにおける利用者登録番号について(通知)」
が届きます(電子申請の場合は、電子メールで送付します。)

この「利用者登録番号」は「かごしま県市町村電子入札システム」にICカード
の内容を登録するためのものですので登録後も大切に保管してください。

電話や口頭ではお伝えすることができません。

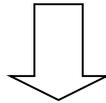


4 システムへの利用者登録

インターネットで「かごしま県市町村電子入札システム」ポータルサイトにアクセスします。

そして、取得した利用者登録番号で IC カード内容を「かごしま県市町村電子入札システム」に登録します。

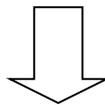
このシステムへの利用者登録を完了しなければ、電子入札システムを利用することはできません。方法は（参考資料 2）のとおり



5 システムへの利用者登録後の動作確認

システムへの利用者登録が正しく完了しているか、電子入札システムにログインして確認を行います。

これが完了すれば「かごしま県市町村電子入札システム」を利用できます。

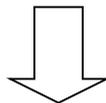


6 システムの操作手引書

システムの詳細な操作は「かごしま県市町村電子入札システム」ポータルサイト内の操作手引書をご覧ください。

「システム操作研修」や「模擬入札」などがある場合は積極的に参加してシステムの操作を学習してください。

実施時期についてはポータルサイトや県ホームページで御案内します。



7 利用規約

鹿児島県の実施する電子入札への参加電子入札システムの利用に当たっては、ポータルサイト掲載の「かごしま県市町村電子入札システム利用共通規約」や各市町村の定める運用規約等の内容をよく確認しておいてください。

（利用の際は規約に同意しているものとみなします。）

利用者登録がうまくいかない場合は、次の事を確認してください。

●システム画面上部に「時計」が表示されているか？

→ 時計が表示されていない場合は、電子入札補助アプリの設定を確認してください。それでもうまくいかない場合はICカードのセットアップが正常に完了していない可能性がありますので、ICカードを購入した認証局へお問い合わせください。

●業者情報を検索しても「**資格審査情報に登録されている商号又は名称を入力して下さい。**」というメッセージが表示される。

→ 商号名称の記入に間違いがないか確認してください。スペースや全角半角の入力間違いの可能性があります。利用者番号の通知書に記載している商号名称を入力してください。

その他、不明な点がありましたら、鹿児島県のICカード登録受付窓口か電子入札システムヘルプデスクへお問い合わせください。

3 ICカード更新の流れ

電子入札システムで使用するICカードには有効期限切れや内容変更の場合、以下の更新作業が必要となります。

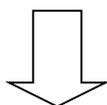
1 新しいICカードの準備

現在使用しているICカードの有効期限が切れる前に新しいICカードを取得してください。

その際には、現在使用しているICカードの失効や破棄は行わないでください。

(更新作業には新旧両方のICカードが必要となります。)

詳しくはICカードを発行している各認証局にお問い合わせください。



2 ICカード更新の届出

新しいICカードを取得したら、更新内容を鹿児島県へ届け出ます。

(必ず有効期限前に時間に余裕をもって郵送、持参又は電子申請でお願いします。)

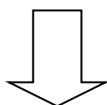
提出書類は以下のとおりです。

※様式は県HP>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>CALS/EC>電子入札運用規約にあります

★「第2号様式 電子入札用電子証明書(ICカード)変更等届出書」

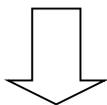
★「認証局が発行するICカードの発行通知書の写し」又は

「ICカード表裏のコピー」



3 ICカード更新届出の内容確認通知

書類提出から4～5日ほど後、鹿児島県からメールか電話で変更等届出書の内容を確認した旨の連絡があります。



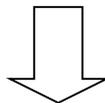
4 システムへの IC カード更新作業

インターネットで「かごしま県市町村電子入札システム」ポータルサイトにアクセスします。

IC カード更新作業を「かごしま県市町村電子入札システム」で行います。

このシステムへの更新作業を完了しなければ、電子入札システムを利用することはできません。必ず IC カードの有効期限までに行ってください。

方法は（参考資料 3）のとおり。



5 有効期限切れの場合

前の IC カード有効期限が切れてしまっていた場合は、本書 3 ページからの「2 IC カード登録の流れ」を参考に再度手続を行ってください。

4 ICカード内容変更

電子入札システムで使用するICカードの内容が変更となった場合は、変更内容によって以下の手続きを行ってください。

建設業許可番号や受付番号が変更となった場合

本書3ページからの「2 ICカード登録の流れ」を参考に再度手続きを行ってください。

ICカードを発行する認証局が変更となった場合

本書3ページからの「2 ICカード登録の流れ」を参考に再度手続きを行ってください。

住所、商号又は名称、代表者氏名が変更となった場合

本書6ページからの「3 ICカード更新の流れ」を参考にICカードの有効期限内に手続きを行ってください。
有効期限が切れてしまっている場合は
本書3ページからの「2 ICカード登録の流れ」を参考に再度手続きを行ってください。

代表窓口情報、ICカード利用部署情報が変更となった場合

利用者登録メニューの変更ボタンから利用者変更を行ってください。
(届出書類は提出不要です。)
メールアドレスには指名通知の連絡等が送信されますので、確実に連絡できるアドレスを入力ください。方法は(参考資料4)のとおり

有効期限切れの場合

前のICカード有効期限が切れてしまっていた場合は、本書3ページからの「2 ICカード登録の流れ」を参考に再度手続きを行ってください。

5 JVについて

→ 工事毎に結成される特定建設共同企業体（特定JV）は代表会社の取得したICカードをそのまま利用できます。

中小・中堅建設業者が経営力・施工力を強化する目的で結成する経常建設共同企業体（経常JV）はJV専用のICカードを新たに取得してください。

6 紙入札について

→ 入札参加者は、電子入札案件についてやむを得ない理由で電子入札できない場合には、契約担当者に紙入札参加申請書（別記第6号様式）を提出し、紙入札を行うことができます。

7 委任について

→ 原則として委任は認めませんが、代表者変更等の理由でICカード失効が開札までに確実な場合、委任状（第7号様式）により委任を認めることができます。

8 入札参加資格について

鹿児島県の実施する電子入札に参加するためには、鹿児島県の入札参加資格を有している必要があります。

詳しくは鹿児島県土木部監理課建設業許可係にお問い合わせください。

9 電子入札コアシステム対応認証局について

鹿児島県の電子入札システムは電子入札コアシステムを元に構築されているため、システムを利用するには、電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード」と「ICカードリーダー」が必要です。

電子入札コアシステム対応認証局については、下記のホームページに連絡先一覧が掲載されています。

（電子入札コアシステム開発コンソーシアム）

<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/linkpage/link5/link5j/link5j-3toiawaseitiran.htm>

※コアシステム対応認証局をご覧ください。

10 ICカードに関する留意点

ICカードの発行申込には、印鑑証明書や商業登記簿本、名義人の住民票等が必要になり、発行までには数週間～1ヶ月程度の期間が必要となります。

カードの価格や有効期間は認証局により異なるので、各認証局へ確認してください。

取得するICカードは、「会社の代表者」または「年間委任を受けている受任者」の名義で取得してください。（鹿児島県の入札参加資格登録内容と照合します。）これ以外の名義で取得したカードの使用はできません。

ICカードは、破損・紛失等した場合に備えて複数枚の登録を認めるものとします。ただし、異なる名義のICカードを一度に登録することはできません。

複数枚のカードを登録したい場合は、同じ名義で複数枚のカードを取得してください。なお、2枚目以降のICカードは「追加」のICカード登録手続（本書6ページからの「3 ICカード更新の流れ」）となります。

工事と委託（建設コンサルタント等）の両方の入札参加資格を持つ場合、工事用と委託用でそれぞれICカードを取得する必要があります。（1枚のカードを工事・委託の両方に使用することはできません。）ただし、工事と物品（または委託と物品）の入札参加資格を有する場合は、1枚のカードを工事・物品の両方に使用する事が可能です。

詳しくは、ICカード登録受付窓口までご確認ください。

1 1 問合せ窓口

IC カード登録受付窓口（工事・委託）

鹿児島県 土木部 監理課 入札・指導係

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3508

E-mail：nyu-shi@pref.kagoshima.lg.jp

（受付時間）8：30～17：00（土日祝日及び年末年始は除く）

IC カード登録受付窓口（物品・役務）

鹿児島県 出納局 管財課 調達係

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3826

E-mail：chotatu@pref.kagoshima.lg.jp

（受付時間）8：30～17：00（土日祝日及び年末年始は除く）

システム操作に関する窓口

電子入札システムヘルプデスク

電話：099-201-3770

FAX：099-286-5905

※ 電子入札システムポータルサイトのお問い合わせフォームからインターネットで問い合わせることができます。

（電子入札システムポータルサイト）

<https://www.kagoshima-nyusatsu.jp>

（受付時間）8：30～17：00（土日祝日及び年末年始は除く）